



平成26年2月18日  
内閣府（防災担当）

## 2月14日からの大雪にかかる 災害救助法の適用について 【第6報】

### 1. 災害の概要

2月14日からの大雪に係る被害により、長野県、群馬県、山梨県及び埼玉県において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じていることから、長野県、群馬県、山梨県及び埼玉県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<b>【長野県】</b> 茅野市 (ちのし) 北佐久郡軽井沢町 (きたさくぐんかるいざわまち) 北佐久郡御代田町 (きたさくぐんみよたまち) 諏訪郡富士見町 (すわぐんふじみまち)	2月15日	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用
<b>【群馬県】</b> 安中市 (あんなかし)	2月15日	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用
※藤岡市 (ふじおかし) ※多野郡上野村 (たのぐんうえのむら) ※多野郡神流町 (たのぐんかんなまち) ※甘楽郡下仁田町 (かんらぐんしもにたまち) ※甘楽郡南牧村 (かんらぐんなんもくむら) ※吾妻郡高山村 (あがつまぐんたかやまむら) ※吾妻郡東吾妻町 (あがつまぐんひがしあがつままち)	2月17日	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用
※沼田市 (ぬまたし)	2月18日	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【山梨県】</p> <p>甲府市 (こうふし)</p> <p>富士吉田市 (ふじよしだし)</p> <p>都留市 (つるし)</p> <p>大月市 (おおつきし)</p> <p>韮崎市 (にらさきし)</p> <p>笛吹市 (ふえふきし)</p> <p>上野原市 (うえのはらし)</p> <p>西八代郡市川三郷町 (にしやつしろぐんいちかわみさとちょう)</p> <p>南巨摩郡早川町 (みなみこまぐんはやかわちょう)</p> <p>南巨摩郡身延町 (みなみこまぐんみのぶちょう)</p> <p>南都留郡忍野村 (みなみつるぐんおしのむら)</p> <p>南都留郡山中湖村 (みなみつるぐんやまなかこむら)</p> <p>南都留郡鳴沢村 (みなみつるぐんなるさわむら)</p> <p>南都留郡富士河口湖町 (みなみつるぐんふじかわぐちこまち)</p> <p>北都留郡小菅村 (きたつるぐんこすげむら)</p> <p>北都留郡丹波山村 (きたつるぐんたばやまむら)</p>	2月15日	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用
<p>北杜市 (ほくとし)</p> <p>甲州市 (こうしゅうし)</p> <p>南都留郡西桂町 (みなみつるぐんにしかつらちょう)</p>	2月18日	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<b>【埼玉県】</b> 秩父市 (ちちぶし) 飯能市 (はんのうし) 秩父郡横瀬町 (ちちぶぐんよこぜまち) 秩父郡皆野町 (ちちぶぐんみなのみち) 秩父郡長瀬町 (ちちぶぐんながとろまち) 秩父郡小鹿野町 (ちちぶぐんおがのみち) 児玉郡神川町 (こだまぐんかみかわまち)	2月17日	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

(注) ※は今回追加適用分

## 2 これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問い合わせ先 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者行政担当）付 喜田川、寺島、大橋 TEL 03-5253-2111（内線51812） 03-3501-5191（直通）
--